

平成23年度高知市農業施策に関する建議を行いました

平成22年10月20日、高知市農業委員会と春野地区農業委員会は合同で「平成23年度高知市農業施策に関する建議書」を吉岡・安藤両副市長をはじめ、幹部職員列席のもと、岡崎市長へ手渡ししました。建議・要望の内容は次のとおりです。

建議

1 農政推進体制の強化及び競争力のあがる産地・農家の育成について

高知市の農政部門職員の増員と生姜や四方竹等の加工・保冷施設の整備を行うこと。

2 循環型環境農業及び地産地消の推進について

公共施設等から出る食品残渣等を用いた完熟堆肥の生産体制を確立し、地場産堆肥を活用した有機農産物を生産し地場で消費する、食の循環システムを構築すること。

3 有害鳥獣の駆除及び被害防除対策について

有害鳥獣の駆除を担う狩猟者の経

平成23年度高知市農業施策に関する



済的負担の軽減のため、狩猟免許の取得及び更新にかかる費用の補助を行うこと。また有害鳥獣捕獲報奨金を大幅に増額すること。

4 東部地域の農業用水の確保及び排水対策について

東部地域には大きな農業用水がなく、また地下水は深刻な塩水化が進んでいるので、早急に調査を行い、対策を

市への要望

講じること。また、湛水防除対策の事業実施年度を具体的に明示すること。

- 1 市街化区域内農地の固定資産税の軽減措置について
- 2 食農教育活動の推進について
- 3 長浜地区の農業用水の確保対策について
- 4 石灰採掘跡の塩水化対策について
- 5 竹林整備対策及びバイオマスタウン構想について
- 6 耕作放棄地対策について

国・県への要望について

- 1 資材費高騰に伴う支援措置について
- 2 生産量の少ない野菜・果樹への適用登録農薬の拡大について
- 3 内水排水対策としての新川川の浚渫等について
- 4 農作物価格安定に向けた施策の推進について
- 5 農業環境整備事業及び湛水防除事業について
- 6 農地情報活用推進事業の復活について
- 7 農業者年金の保険料補助の対象者拡大について
- 8 農業委員会への交付金拡充等について

高知市農業委員会は、

来る7月20日に、

春野地区農業委員会と統合します。

現在高知市には、高知市農業委員会と春野地区農業委員会の2つの農業委員会があり、旧高知市に関するものは高知市農業委員会、旧春野町に関するものは春野地区農業委員会と業務を行っておりますが、来る7月20日に2つの農業委員会が統合し、一体となつて農業委員会に関する業務に取り組むこととなります。

農業委員には、選挙によって選ばれる公選委員と、議会、農業協同組合、農業共済組合、土地改良区等から選ばれる選任委員があります。

公選委員の定数は、農地面積や農家戸数に基づき定められています。

現在は、高知市農業委員会は3つの選挙区に分かれており、選挙により選ばれる公選委員が30名、議会・農協・土地改良区等が推薦する選任委員が8名の計38名、春野地区農業委員会は1つの選挙区より選ばれる公選委員が14名、議会・農協・土地改良区等が推薦する選任委員が7名の計21名、合計59名の農業委員がおります。

しかし、統合後は4つの選挙区に分かれ、選挙により選ばれる公選委員が30名、議会・農協・土地改良区等が推薦する選任委員が9名の計39名となり、現在より20名の大幅減となります。

これにより、公選委員がいなくなる地区ができてしまうことになります。

○高知市農業委員会の選挙による委員の選挙区並びにその定数（改正案）

選挙区	農家戸数	登録者数	農地面積 ha	現委員数	改正後の委員定数	地 区
第一	885	1,876	881	11	7	朝倉・旭・秦・初月・鏡
第二	635	1,383	525	8	5	中央・鴨田・潮江・長浜・三里・五台山
第三	902	1,912	986	11	8	布師田・一宮・大津・高須・介良・土佐山
第四	1,193	2,626	1,291	14	10	春野
合計	3,615	7,797	3,683	44	30	

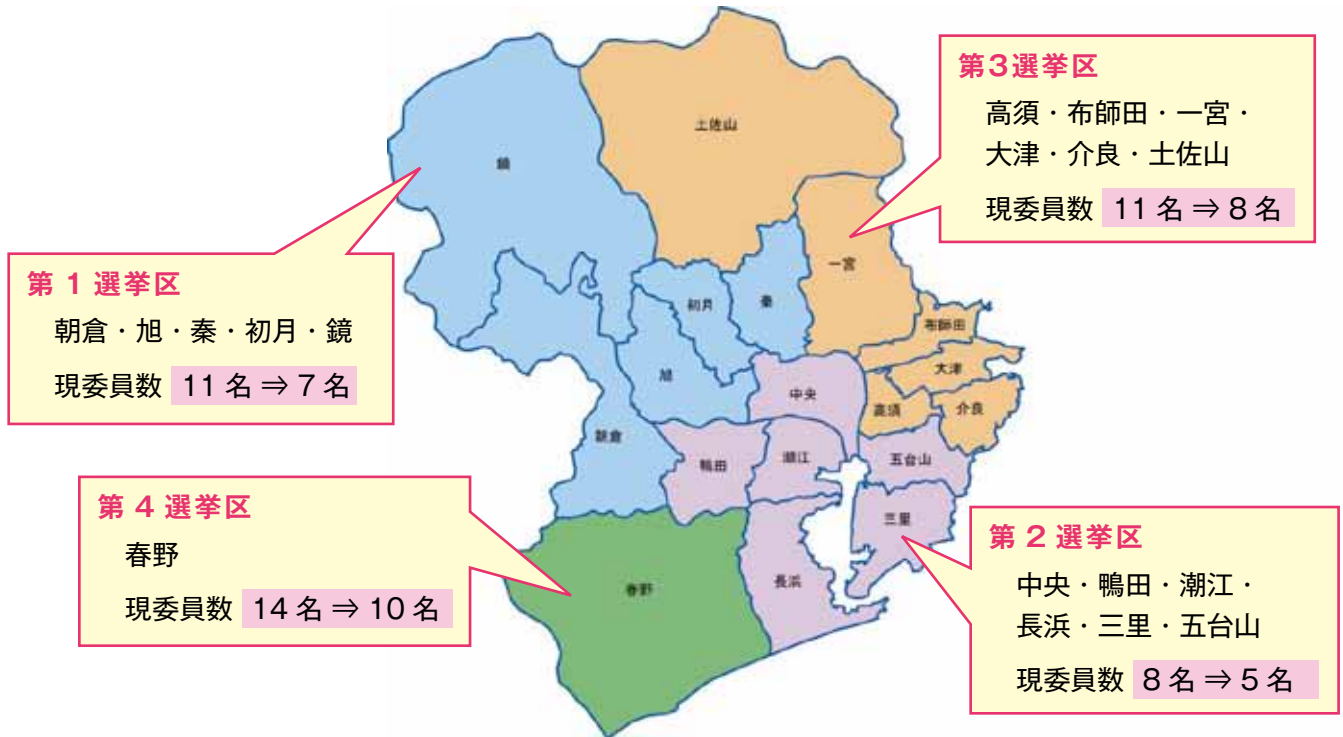
※登録者数・農地面積は平成22年3月31日現在

※選挙区要件は500ha以上又は600世帯（基準農業者）以上

○選任による委員数（改正案）

	現委員数及び出身団体（人）	改正後の委員定数及び出身団体（人）
高知市農業委員会	8 高知市農協(1)・土佐農業共済(1)・中央農業共済(1)・土地改良区(1)・議会推薦(4)	9 高知市農協(1)・春野農協(1)・土佐農業共済(1)・中央農業共済(1)・土地改良区(1)・議会推薦(4)
春野地区農業委員会	7 春野農協(1)・中央農業共済(1)・土地改良区(1)・議会推薦(4)	
合計	15	9

こうなります。統合後の選挙区と公選委員数



農業委員の定数減により、農業者の皆様にはご不便をおかけすることもあるかと思いますが、農業委員会協力員と協力し二丸となつて業務の推進にあたりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

- (1) 農地法第3条・4条・5条・18条に定める業務その他許認可業務に対する助言及び現地立会
- (2) 非農地証明、租税特例証明に関する助言
- (3) 地区移動農業委員会の開催と協力
- (4) 遊休農地、無断転用の調査及び利用状況調査(農地パトロール)の実施と協力
- (5) その他農業委員の業務の補助に関すること

平成21年12月15日施行の農地法等の一部改正により、農地の全筆利用状況調査が義務付けられ、農業委員の業務は質・量とも増大しました。
しかし、統合による農業委員の大幅減により、農地パトロール(利用状況調査)などの業務に支障がでてくることから、業務の円滑な推進を目的に「高知市農業委員会協力員」を設置することといたしました。任期は農業委員と同じく3年間です。農業委員会協力員は以下の業務に携わります。

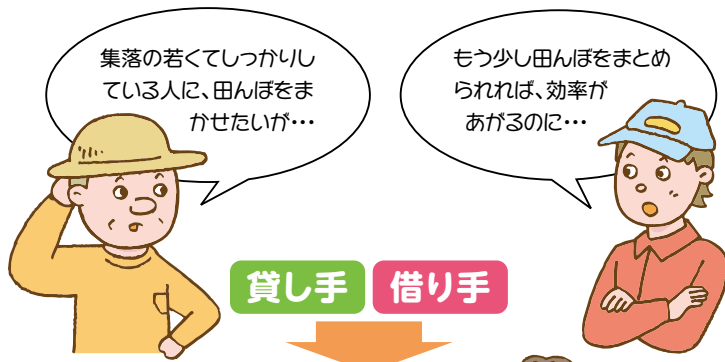
高知市農業委員会協力員を設置します

○高知市農業委員会協力員定数(案)

選挙区	農業協力員定数	現委員数		統合後の委員数		地区
		公選	選任	公選	選任	
第一	5	11	8	7	9	朝倉・旭・秦・初月・鏡
第二	4	8		5		中央・鴨田・潮江・長浜・三里・五台山
第三	4	11		8		布師田・一宮・大津・高須・介良・土佐山
第四	5	14		7		10
合計	18	59		39		△20名

農業経営基盤強化促進法 による貸し借り

◎地域の担い手にまかせる場合など



話し合い 仲介・相談役

- 農業委員 ● JA
- 土地改良区 ● 農地利用集積円滑化団体など

市町村が手続きをします

農用地利用集積計画の作成

農業委員会の決定

農用地利用集積計画の公告

貸し借り成立

- 貸した農地は期限がくれば、必ず返ってきます。
- 期間終了後の離作料は不要です。
- 期間満了前に、貸し手・借り手の双方に通知がきます。
- 利用権の再設定により継続して貸借できます。

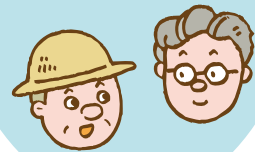
共有地が貸し借り しやすくなりました!

農用地利用集積計画により利用権を設定する際、相続等で複数の者により共有されている農地について、存続期間が5年以内の利用権を設定する場合は、共有持分の1/2を超える同意で、利用権が設定できます。

5年以内なら...



1/2を超える同意



農用地利用集積計画	
貸借人	Aさん 畑50a Bさん 田1ha
賃貸人	田畑耕作
貸借期間	5年
市町村が公告すると、計画に定められたとおりに権利が移転します。	

この仕組みを利用すればさらに

農業委員会が農地の利用状況を調査します!

新たな農地法では、これまで農業委員会が行ってきた
「農地パトロール」が法定化されました!

農業委員会が5月から8月にかけて地域を巡回して調査を行いますので、皆様のご理解・ご協力よろしくお願ひします。

